

令和7年度 多摩市私立幼稚園等園児保護者補助金 ～幼稚園の入園金・保育料・特定負担額の補助金～

私立幼稚園等に通園する園児の保護者の経済的負担を軽減するとともに、幼稚園教育の振興と充実を図るため、私立幼稚園等に支払う保育料・教材費等の一部を補助します。

【申請締切】

4～8月分：令和7年7月18日(金) ※提出先は幼稚園

9～3月分：上記締切までに提出した方は再度の提出は不要となります。

途中入園・転入等の方や変更届の最終締切は令和8年3月27日(金)

提出が遅れた場合は、受付ができないのでご注意ください。

【注意事項】

◆申請された内容(住所、口座、世帯状況等)に変更が生じた場合には、「多摩市私立幼稚園等園児保護者補助金交付変更申請書(第5号様式)」を子ども・若者政策課に提出してください。(多摩市公式ホームページにてダウンロードが可能です。)

◆年度の途中で入園及び退園した場合、また多摩市民でなくなった場合については、必ずお知らせください。その際は、在園・在住に応じて補助金を支給します。補助金の受取り後に転出・退園等が確認された場合は、補助金の返還金が生じますのでご了承ください。

【交付決定通知書及び支給方法】

交付決定通知書を直接保護者宛に郵送し、
申請書に記載されている保護者の口座に振り込みます。

	決定・通知発送	支給
上期分(4月～8月)	11月中旬	12月1日
下期分(9月～3月)	令和8年4月中旬	令和8年4月30日
入園金(4月～6月入園児)	12月中旬	12月26日
入園金(7月～3月入園児)	令和8年5月中旬	令和8年5月22日

*決定・通知、支給のスケジュールはすべて予定です。前後する場合がありますのでご了承ください。

NEW

今年度から、補助額の底上げと入園金の補助を開始しました！

詳細は4ページと11ページをご覧ください。

問い合わせ先

〒206-8666 多摩市関戸6-12-1

多摩市 子ども青少年部 子ども・若者政策課

TEL 042-338-6850(直通)



1. 対象条件

多摩市内に住所(住民基本台帳に記載されている)を有し、子育てのための施設等利用給付認定または子どものための教育・保育給付認定を受けている園児の保護者

- 認可私立幼稚園※1または幼稚園類似施設※2に通園している児童の保護者

※1 認可私立幼稚園とは、学校教育法に基づき認可を受けている幼稚園

※2 幼稚園類似施設とは、東京都の補助金交付対象であり、東京都知事が基準に従い認定した施設

- 児童の年齢が、令和7年4月1日現在で3歳から5歳であるか、令和7年4月2日から令和8年4月1日までに満3歳に達すること。

【参考】

満3歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日に出生した幼児のうち3歳に達した者
3歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日に出生した幼児
4歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日に出生した幼児
5歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日に出生した幼児

2. 提出書類 ①は全員 ②～⑤は該当の方のみ提出

- ① 多摩市私立幼稚園等園児保護者補助金交付申請書

- ② ひとり親世帯の場合は、申請書に記入のうえ、必ずどれかひとつ下記の証明書の写しが必要です。提出がない場合は、保護者補助金については4ページに記載する補助額の「上記区分以外の世帯」として算定されます。

・戸籍謄本の写し

・児童扶養手当証書もしくは児童扶養手当認定通知書

・ひとり親家庭等医療助成制度のマル親医療証

・離婚届受理証明書

・調停期日通知書(離婚調停中の場合に限る)

- ③ 市民税の所得割課税額が77,100円以下(年収360万円相当)の世帯の方で、身体障害者手帳、愛の手帳、精神保健福祉手帳、特別児童扶養手当、障害基礎年金手帳をお持ちの方がいる場合は、手帳の写しをご提出ください。(特例世帯の該当になる場合があります。)

- ④ 令和6年1月2日以降に多摩市に転入された方は、以下記載の税額証明書(写し可)が必要です。記載以外の証明書では判定ができません。

・令和6年1月2日～令和7年1月1日に多摩市に転入された方

令和6年度「区市町村民税課税・非課税証明書」または「市町村民税納税通知書」

※令和6年1月1日に住民票があった区市町村で取得してください。

・令和7年1月2日以降に多摩市に転入された方

令和6年度と令和7年度「区市町村民税課税・非課税証明書」または「市町村民税納税通知書」

※各年1月1日に住民票があった区市町村で取得してください。

既に子ども・若者政策課へ提出済みの方や、後日提出の場合には、申請書の余白にその旨を記入してください。(例)「〇月〇日頃▲▲の手続きで提出済みです。」「〇月〇日ごろ、郵送・窓口にて提出します。」

また、収入からご自身で判断し、区分6での判定で差し支えない場合も、その旨を余白へ記入してください。余白への記載をもちまして、区分6世帯として補助金額の算出を行います。

- ⑤ 海外から帰国(入国)された方及び海外に単身赴任をされている方がいる世帯の場合

・パスポート(入国年月日が確認できる箇所等)の写し

・所得が分かるもの(給与証明書等前年度の収入がわかるもの)を添付

※④と同様に区分6とすることも可能です。その旨を余白へ記入してください。

3. 申請の方法

- ① 幼稚園を通じて、申請書を配付します。表裏記入するところがありますので、忘れずに記入してください。
- ② 申請書を記入後、幼稚園が指定した期日までに、幼稚園に提出してください。
※幼稚園が市へ提出する最終受付は、令和8年3月27日(金)です。
提出期限等は幼稚園により異なりますので、事前に幼稚園に確認してください。
- ③ 幼稚園が在園を証明して、市に提出します。
※やむを得ない場合は、保護者から多摩市子ども・若者政策課に直接または郵送での提出も可能です。ただし、必ず園による在籍証明(申請書裏面の証明欄)の記載が必要となります。
この場合も、市へ提出する最終受付は、令和8年3月27日(金)必着です。

4. 補助金限度額

- 補助金限度額の上限は、世帯の所得割額ごとに異なります。また、現行制度幼稚園と新制度幼稚園等では、補助対象経費が違うので、補助上限額も異なります。詳しくは、4ページをご覧ください。
- 保護者に支給される補助金額は、各園で定める「保育料」、「その他納付金」若しくは「特定負担額」のうち、保護者が実際に負担した金額が補助対象上限となります。そのため、4ページの表に記載された金額が、すなわち補助金額とは限りません。

現行制度幼稚園※3→保育料とその他納付金

対象費用は、各園の園則で定められたものであり、保護者が毎年度徴収されるものに限ります。具体的には、施設維持管理費、冷暖房費、保健衛生費、実習教材費等を想定しています。一部の幼児を対象とするもの及び実費負担にあたるものは対象外です。

※3 多摩市では緑ヶ丘幼稚園

認定こども園または新制度幼稚園※4→特定負担額

「特定負担額」とは、各園の園則で定められたものであり、特定教育・保育の提供にあたり、当該特定教育・保育の質の向上を図るうえで、特に必要と認められるもので、保護者が毎年度徴収されるものに限ります。(例:基準以上の職員配置の人員費、施設の環境維持向上のための費用等)

在園期間中の経費を入園時に一括徴収する場合は、ここでは補助対象外となります。ただし、11ページに記載の補助対象経費である場合は、入園料補助として補助の対象となります。

※4 多摩市では富士ヶ丘幼稚園、諏訪幼稚園、すみれ幼稚園、錦秋幼稚園、せいとく幼稚園、多摩みゆき幼稚園、東京大谷幼稚園、おだ認定こども園

- 補助上限額は市民税所得割の金額により決定します。参照される課税年度は以下のとおりです。

補助対象期間	参照する課税年度
上期分(令和7年4月～8月)	令和6年度 市町村民税所得割課税額
下期分(令和7年9月～令和8年3月)	令和7年度 市町村民税所得割課税額

- 月の途中で入園・退園・転入・転出される場合、日割り計算で補助金対象となることがあります。

退園・多摩市外へ転出される場合、必ずお知らせください。その際は、在園・在住に応じて補助金を支給します。また、補助金支払後に転出・退園等が確認された場合は、補助金の返還金が生じますのでご了承ください。

現行制度幼稚園用 補助対象：保育料及びその他納付金

区分	所得の基準	補助単価(月額)		
		第1子	第2子	第3子以降
1	・生活保護受給世帯 ・区分2のうち特例世帯等	13,300 円	13,300 円	13,300 円
2	・市民税所得割非課税世帯 ・区分3のうち特例世帯等 (年収目安：約 270 万円以下)	10,300 円	13,300 円	13,300 円
3	・所得割課税額 77,100 円以下の世帯 ・区分1及び区分2の特例世帯を除く (年収目安：約 360 万円以下)	5,000 円	6,050 円	13,100 円
4	・所得割課税額 211,200 円以下の世帯 (年収目安：680 万円以下)	5,000 円	5,000 円	11,600 円
5	・所得割課税額 256,300 円以下の世帯 (年収目安：730 万円以下)	5,000 円	5,000 円	9,700 円
6	・上記区分以外の世帯	5,000 円	5,000 円	5,000 円

- ・「その他納付金」は、各園の園則で定められたものであり、保護者全員が毎年度徴収されるものに限り、具体的には、施設維持管理費、冷暖房費、保健衛生費、実習教材費等を想定しています。一部の幼児を対象とするもの及び実費負担にあたるものは除きます。
- ・幼児教育・保育無償化により、保育料が子育てのための施設等利用給付費(月額上限25,700円)から負担軽減が図られている部分については、本事業の対象にはなりません。

新制度幼稚園用 補助対象：特定負担額

区分	所得の基準	補助単価(月額)		
		第1子	第2子	第3子以降
1	・生活保護受給世帯 ・区分2のうち特例世帯等	6,200 円	6,200 円	6,200 円
2	・市民税所得割非課税世帯 ・区分3のうち特例世帯等 (年収目安：約 270 万円以下)	4,000 円	6,200 円	6,200 円
3	・所得割課税額 77,100 円以下の世帯 ・区分1及び区分2の特例世帯を除く (年収目安：約 360 万円以下)	4,000 円	4,000 円	6,200 円
4	・所得割課税額 211,200 円以下の世帯 (年収目安：680 万円以下)	4,000 円	4,000 円	5,600 円
5	・所得割課税額 256,300 円以下の世帯 (年収目安：730 万円以下)	4,000 円	4,000 円	5,000 円
6	・上記区分以外の世帯	4,000 円	4,000 円	4,000 円

- ・特定負担額とは、各園の園則で定められたものであり、特定教育・保育の提供にあたり、当該特定教育・保育の質の向上を図るうえで、特に必要と認められるもので、保護者全員が毎年度徴収されるものに限り、具体的には、施設維持管理費、冷暖房費、保健衛生費、実習教材費等を想定しています。
- ・特定負担額を徴収していない園については、本補助金の対象外となります。

5. 私立幼稚園等園児保護者補助金の算定方法

○ 子のカウントについて

第1子:保護者と生計を同一とする兄・姉等がいない幼児

第2子:保護者と生計を同一とする兄・姉等を1名有する幼児

第3子以降:保護者と生計を同一とする兄・姉等を2名以上有する幼児

令和5年10月より、「小学3年生までの兄・姉」の条件が撤廃され、すべての区分で生計を同一にするすべての兄・姉等による算定に緩和されました。

○ 特例世帯とは

- ① 保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの
- ② 障がい児(者)(手帳所持者で在宅の者に限る。)のいる世帯
※身体障害者手帳、愛の手帳、精神保健福祉手帳、特別児童扶養手当、障害基礎年金を受ける者に限る。
- ③ 生活保護法に定める要保護者に準ずる程度に困窮していると市長が認める者に該当する世帯

該当の方は、申請書の他にこれらが分かるものの写しが必要です。

○ 市民税所得割額からの補助金額算定について

補助金を算定する際の目安として、父母合計分の課税証明書・納税通知書の「市民税所得割額」から計算することができます。ただし、その金額がそのまま算定額にならない場合があります。

*市民税所得割額に住宅借入金等特別税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、配当所得の控除及び寄附金(ふるさと納税)税額控除等がある場合は、控除適用前の額で算定します。

*指定都市からの転入者の場合、旧税率で再算定した所得割額での判定になります。

※市民税・都民税の申告をされていない方は、税額の確認ができないため至急、申告をしてください。
税額の確認ができない場合は、区分6で認定することとします。

※階層区分の算定は、父母が非課税の場合はそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の市民税所得割額を合算します。

同居している祖父母等に所得があって課税されている場合は、家計の主宰者であるか以下の点を総合的に判断した上で合算します。

- ・当該園児を扶養控除の対象にしているかどうか
- ・当該園児を健康保険等において扶養家族としているかどうか
- ・同居者全員のうち最多収入の者であるかどうか
(世帯分離している場合も同一住所の場合は同居家族となります。)

6. 申請書の書き方

記入例

第1号様式（第5条関係）

多摩市私立幼稚園等園児保護者補助金交付申請書

多摩市長 殿

私は、〇〇〇年度多摩市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付を受けたいので、多摩市私立幼稚園等園児保護者補助金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

上記補助金申請に係る請求手続等について、子ども青少年部長に一任します。

申請日 令和7年7月14日

保護者氏名 (申請者)	(ふりがな たま いちろう)	電話番号	042 (123) 4567
	多摩 一郎	父 携 帯	080 (1234) 5678
		母 携 帯	090 (1234) 5678
		(自署又は記名押印)	住 所
園児氏名	(ふりがな たま しろう)	生 年 月 日	平成 令和 3 年 7 月 1 日生
	多摩 四郎	満3歳 年少 年中 年	
幼稚園名	私立 多摩の森 幼稚園	(入園年月 令和 7 年 4 月)	

【現在の世帯状況】

※ 同居者状況も必ず記載してください（園児本人は除く）

該当者は、✓を付けてください。

生活保護世帯である ☐

ひとり親世帯である ☐

氏 名	年 齢	生 年 月 日	園児との続柄	学年及び幼稚園・保育所・児童発達支援室名	(保護者以外) 扶養を上回る収入がある場合○を記入	手帳等を保有する場合 種類・等級
多摩 次郎	42	昭和〇年△月□日	父			
多摩 永美	40	昭和〇年△月□日	母			
多摩 三郎	8	平成〇年△月□日	兄	多摩小学校3年		
多摩 聖子	71	昭和〇年△月□日	祖母			愛の手帳3級
		年 月 日				
		年 月 日				

※ 上記の園児を除く、同じ住所に住んでいる方、全員を記入してください。(世帯分離に関わらず)

※ 基礎的・応用的・実践的の交付若しくは支給を受けている場合は、そのことが分かる書類のコピーを添付してください(添付書類については、補助金のお知らせを参照してください)。

【生計を一にする別居の家族(同居の家族を除く)は、下記に記入】

※ 生計を一にする別居の家族(同居の家族を除く)の年金、療養費等の送金があることをいいます。

該当者がいる場合は記入してください。

氏 名	年 齢	生年月日	続 柄	住 所
多摩 二郎	16	平成〇年△月□日	兄	×県〇市△1丁目2番地の3 ☆寮101号室
		年 月 日		

令和6年1月2日以後多摩市に住民票異動(転入・再転入)した方は、下記に記入してください。

多摩市に転入した日	令和6年・令和7年1月1日現在の住所	前幼稚園名	1 現在、在園中 2 退園(令和7年3月) 3 幼稚園以外
令和7年3月15日	東京都府 区 市 町 道 県	西 幼稚園	

【税務資料等の確認について】

記入例

私は、〇〇〇年度多摩市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関し、次の事項に同意します。

- 1 多摩市長が申請者の世帯に係る税務資料を確認すること。
 - 2 多摩市長が在園児の保育料等及び入園金の納付状況資料を確認すること。
 - 3 多摩市長がこの補助金の階層決定に係る税務資料を多摩市実費徴収に係る補足給付事業の対象者の抽出に利用すること。
 - 4 多摩市長が当該年度に入園金を負担すべき保護者と認める場合においては、本交付申請により入園金に係る補助の交付申請及び当該補助の受領を幼稚園に委任すること。
- (※〇〇〇年1月1日現在多摩市の住民基本台帳に記録されていない方については、次の事項についても同意が必要です。)

特定教育・保育給付認定若しくは子育てのための施設等利用給付認定の申請又は〇〇〇年度多摩市私立幼稚園等園児保護者補助金交付申請の際に提出した課税証明書等を、多摩市私立幼稚園等園児保護者補助金の算定をする際に使用することに同意します。

(同意確認欄に✓を付け

同意確認欄に☑
を付けてください。

同意確認欄
☒ 同意します。

【重要】

※口座名義(カタカナ)を必ず記入して下さい。

※口座は保護者名義で金融機関の普通口座をご利用ください。

※入園金が補助対象の場合も、この口座へ入金となります。

※記載内容(どの口座を書いたか等)の確認には応じられません。

ゆうちょ銀行の店番は、018や008等になります。ゆうちょ銀行を振込口座に指定する場合は、通帳を開いたときに一番下に記載されている「他金融機関からの振込の受取口座」情報をご指定ください。口座番号は7桁です。

(例)店名 00八 店番 008 口座番号1234567

機関	口座名義	口座番号	1	2	3	4	5	6	7	種目	普通預金
	タマ イチロウ										

在籍証明書

表記の入園金
円、その
令和

【幼稚園の担当者の方へ】

入園日は、入園式の日ではなく、給付対象として在籍の開始日です。

入園金は年額、保育料は月額、その他納付金や特定負担額は原則月額での記載としますが、年額で徴収する場合は年額を記載し「〇〇円(年)」としてください。

この証明をもとに補助額を算出します。金額に間違いのないようお願いします。

電話番号

★記入は黒ボールペンを使用し、記入もれ等がないようにお願いします。

★消えるボールペンは使用しないようお願いいたします。

★間違って記入した場合は、二重線で消して記入してください。訂正の際に修正液等を使用すると再提出となることがあります。

★申請書は在園しているお子様1人につき1枚です。

支払い区分	確認
支払い区分	確認

7. 多摩市私立幼稚園等園児保護者補助金についてよくある質問

Q.そもそもこれは何？

幼児教育・保育の無償化制度の対象金額(25,700 円)を超えた分の金額を、世帯の所得に応じて一部補助する制度です。現行制度幼稚園は保育料・その他納付金。新制度幼稚園は特定負担額(施設維持費等)が補助対象です。

※現行制度幼稚園と新制度幼稚園では対象になる経費が異なるため補助上限額が異なります。
詳しくは3ページと4ページをご覧ください。

Q.締切をすぎても大丈夫？昨年度分は受け付けできるの？

昨年度分は受け付けていません。

今年度分については令和 8 年 3 月 27 日が最終締切となり、以降は受付できません。

※詳しくは3ページをご覧ください。

Q.どの口座に振り込まれる？

申請書に記載の口座に振り込みます。「どの口座を書いたか忘れた」等振込先口座の電話でのお問い合わせには応じられないため、記入した口座を忘れないようにしてください。

Q.税申告をしていないが、補助される？

至急税申告し、申告後その旨を子ども・若者政策課までご報告ください。確認できない場合は区分6の所得がもっとも高い額である世帯として補助額を算定します。

Q.申請したら確実に補助金が振り込まれる？

本補助金で補助対象となる金額がない場合は振り込まれません。

例えば、保育料が 25,700 円以下のため、既に「子育てのための施設等利用給付」で全額無償化が図られている場合は、補助できる金額がないので補助決定額が0円になります。

※保育料が 25,700 円以下の施設に在園していても、その他納付金を支払っている等の理由から補助がある場合もあるので、申請書はご提出いただくことをお勧めします。

Q.世帯の所得はどのように計算している？

4～8月分は「令和6年度市民税所得割額(令和5年1月1日～12月31日の収入分)」、9～3月分は「令和7年度市民税所得割額(令和6年1月1日～12月31日の収入分)」の世帯の所得割合計額(父母ともに非課税の場合は、同居している方で一番高い所得割額の人で決定)で算定しています。

Q.入園金補助は別にあるの？

令和7年度から入園料や入園準備金の補助を始めました。詳しくは11ページをご覧ください。

なお、多摩市私立幼稚園等園児保護者補助金交付申請書は入園金補助の申請を兼ねています。入園金の補助を受けるにあたり、他に手続きはありません。対象者には補助が決定した際に通知が届きます。

8. 実費徴収に係る補足給付事業補助金のお知らせ

私立幼稚園等園児保護者補助金の補助対象外の実費徴収費についても、対象要件に該当する児童について補助を行います。なお、補助の対象となる予定の方には市から直接通知します。

現行制度幼稚園について

○ 補助の対象となる園児

下記の①～④のすべてに該当する園児

- ① 多摩市に住所を有していること
- ② 令和7年4月から令和8年3月において、現行制度幼稚園に在園しており、子育てのための施設等利用給付認定を受けている方(年度途中入園も含む)
- ③ 下記のいずれかに該当していること
 - (1) 世帯(父母等)の市町村民税所得割合算額が77,100円以下である場合
 - (2) 対象の園児より年長で、小学校3年生以下の兄・姉等が2人以上いる(第3子以降)場合
 - (3) 生活保護世帯
- ④ 給食費のうち副食費が発生している世帯(お弁当の食材料費は対象外)

○ 補助の金額

『1食あたりの副食費相当額×給食日数』と『月額上限額4,900円(予定)』のいずれか少ない金額

【補助額例】

<パターン①>

実費額 : 220円(副食費相当額)×10日(給食日数)=2,200円

補助上限額:4,900円

⇒この場合の補助額は2,200円です。

<パターン②>

実費額 : 300円(副食費相当額)×20日(給食日数)=6,000円

補助上限額:4,900円

⇒この場合の補助額は4,900円です。

※ 米などの主食費は補助されません。副食費相当額のみ補助の対象となります。

※ ご家庭でお弁当を持参した場合の食材料費は補助されません。

新制度幼稚園等について

○ 補助の対象となる園児

下記の①～④のすべてに該当する園児

- ① 多摩市に住所を有していること
- ② 令和7年4月から令和8年3月において、新制度幼稚園または認定こども園に在園しており、子どものための教育保育給付認定を受けている方(年度途中入園も含む)
- ③ 生活保護世帯または特定中国残留邦人等の属する世帯
- ④ 園で文具や行事費等の対象となる実費徴収が発生している世帯

○ 補助の金額

『実際に園に支払った対象の実費徴収額』と『月額上限額 2,700 円(予定)』のいずれか少ない金額

市町村民税所得割合算額について

- (1) 園児の父母の合算した市民税の所得割額によって補助の有無を判定します。
(単身赴任等で住民票が別になっている父や母、内縁の夫や妻も含めます)。
また、父母ともに非課税であり、以下のような方が同居の場合、家計の主宰者とみなし、その方の市民税所得割額により判定します。
- ・ 園児と同一世帯の扶養義務者(祖父母等)の収入で世帯の生計が成り立っていると認められる場合の祖父母等
 - ・ 園児と同一世帯の扶養義務者(祖父母等)で、園児を扶養親族として税の申告をしている方、または健康保険の扶養家族としている方
- (2) 市民税の所得割額について
住宅借入金等特別税控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額によって減税されている方の場合、これらの控除によって減税された金額を足し戻した額が市民税の所得割額になります。

- (3) 市民税の所得割額の算定年度

令和7年4月～8月分(上期)	令和6年度 市町村民税所得割課税額
令和7年9月～令和8年3月分(下半期)	令和7年度 市町村民税所得割課税額

※注意※

園児の父母や家計の主宰者が住民税未申告の場合、補助対象となりません。
昨年中に収入がないために申告していない場合や、申告上扶養から外れている場合等は未申告となります。該当する方は、令和6年1月1日または令和7年1月1日現在にお住まいだった区市町村で申告の手続きをしてください。なお、申告の時期によっては本補助の対象とならない場合があります。

第3子のカウント方法について

園児の保護者と生計を一つにする子どものうち幼稚園年少から小学校3年生までの範囲において、最年長の子どもから順に1人目の子が「第1子」、2人目が「第2子」、3人目以降の子が「第3子」となります。私立幼稚園等園児保護者補助金とは算定方法が異なります。

その他注意事項

- 本補助金の対象となる予定の方へは、園または市から直接通知いたします。
その際、令和6年1月2日以降に転入の方は、多摩市私立幼稚園等園児保護者補助金の申請で用いた税額証明書を用いて判定します。提出のない場合は対象となりません。
- 申請後、税額の変更や世帯状況の変更等により補助の対象となくなった場合は、速やかに申し出てください。補助対象でないのに補助を受けた場合は、非該当期間分の補助を返還していただきますのでご了承ください。
- 補助年度を過ぎてからの申請は受付できません。

(NEW 令和7年度から開始！！)

9. 私立幼稚園等入園金補助金

令和7年度から私立幼稚園へ入園する児童の入園に係る費用の補助を開始しました。

必要な手続き

対象者が多摩市私立幼稚園等園児保護者補助金交付申請書を提出することで、本補助金の交付申請を兼ねることができるため、別の手続きはありません。保育料、その他納付金及び特定負担額の補助を受けない場合でも、本補助金の交付を受けたい場合は、締切までに多摩市私立幼稚園等園児保護者補助金交付申請書を提出してください。

補助対象者

入園日時点で多摩市民であり、令和7年度に私立幼稚園に入園した児童の保護者

ただし、入園金の補助が受けられるのは入園年度で1度のみです。A園に入園する際に、令和7年度に多摩市から入園金の補助を受けた場合で、令和7年度中にB園に転園した場合、B園の入園金補助は受けられません。また、入園時点において多摩市民でない場合も、補助を受けることはできません。

申請用紙は多摩市私立幼稚園等園児保護者補助金交付申請書が兼ねますが、入園金の補助についても、最終受付は、令和8年3月27日(金)となり、この日以降は補助を受けることができなくなります。

補助対象経費

入園する幼稚園の園則に定める入園料、入園準備金及びこれに準ずる費用で、保護者が実際に負担するもの。ただし、原則としてすべての保護者が一律に徴収される費用で、個人の財産となりえないもの。

補助金額

	補助金額
多摩市内の私立幼稚園	30,000円を上限に保護者が実際に支払った金額
多摩市外の私立幼稚園	10,000円を上限に保護者が実際に支払った金額

注意事項

補助金が入金される口座は、多摩市私立幼稚園等園児保護者補助金と同じ口座になります。